

令和3年度 人事行政の

1 職員の任免・職員数に関する状況

(1) 職員採用の状況 (R3.4.1 ~ R4.3.31)

区 分	競争試験		
	男性	女性	計
一般行政職	2人	2人	4人
医療職	0人	0人	0人
計	2人	2人	4人

(2) 職員の退職の状況 (R3.4.1 ~ R4.3.31)

定年退職	2人
勤奨退職	0人
普通退職	1人
分限免職	0人
懲戒免職	0人
失職	0人
死亡退職	0人
計	3人

(3) 部門別職員数の状況 (各年4月1日現在)

区 分	職員数	
	令和3年	令和4年
部 門		
総務企画	38人	41人
税 務	12人	12人
民 生	15人	14人
衛 生	17人	17人
商 工	2人	1人
農 林 水 産	2人	2人
土 木	10人	11人
議 会	2人	3人
計	98人	101人
教 育	13人	12人
普通会計計	111人	113人
公営企業等		
水道事業	3人	3人
下水道事業	4人	4人
介護保険	3人	3人
国民健康保険	3人	3人
後期高齢者医療	0人	0人
計	13人	13人
合 計	124人	126人

2 職員の人事評価の状況

地方公務員法第23条、第23条の2、第23条の3の規定に基づき、定期的に職員の勤務成績を人事管理の基礎資料として活用し、職員の勤務意欲向上と人材育成を図っています。評価の種類は以下のとおりで、全職員を対象に、評価結果を勤奨手当の成績率に反映させています。

能力評価	評価項目ごとに定める着眼点に基づき、職務遂行の過程において発揮された職員の能力を客観的に評価
業績評価	職員があらかじめ設定した業務目標の達成度その他設定目標以外の取組により、その業務上の業績を客観的に評価

3 職員の給与の状況

(1) 1人当たりの支給額 (R3.4.1 現在)

区 分	平均給料月額
一般行政職	299,700円
税 務 職	290,800円
看護・保健職	291,700円
企業 職	298,900円

(2) 初任給基準 (R3.4.1 現在)

区 分	大学卒	短大卒	高校卒
一般行政職	182,200円	163,100円	150,600円
区 分	大学卒	短大3卒	
医療職	212,600円	200,700円	

(3) 一般行政職の級別職員数の状況 (R3.4.1 現在)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
標準的な職務内容	主事 技師	主任 主任技師	主査 技術主査	副主幹	主幹	課長	会計管理者 部長	
職員数	7人	37人	19人	11人	5人	10人	7人	96人
構成比	7.29%	38.54%	19.79%	11.46%	5.21%	10.42%	7.29%	100%
参考 1年前の 職員数	6人	37人	17人	10人	6人	9人	7人	92人

(4) 職員手当の状況 (R3.4.1 現在)

区 分	支給の内容														
管理職手当	主幹級以上の管理職員に対して支給 役職に応じた支給額 (39,600円、47,500円、58,100円)														
扶養手当	配偶者 6,500円/月 子 10,000円/月 配偶者・子以外の扶養親族 6,500円/月 16歳から満22歳の子 1人につき5,000円加算														
住居手当	借家・借間に係る手当 月額16,000円を超える家賃を負担している職員に対し家賃額に対応して支給 月額28,000円以内														
通勤手当	交通機関等利用者 運賃相当額 最高支給額 55,000円/月 自動車等使用者 2km以上(片道)使用者に距離に対応して支給 月額2,000円(2km以上5km未満)～31,600円(60km以上)														
特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康、困難な勤務その他特殊な勤務に従事する職員に支給 ・感染症防疫作業手当 1,000円/日 ・死体取扱手当 1,000円/回 ・犬・猫等死体取扱手当 300円/回														
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務したときに支給 ・勤務日における時間外勤務1時間につき 当該職員の時間単価 × 1.25倍 (22時から翌朝5時までの深夜勤務は1.5倍) ・週休日における時間外勤務1時間につき 当該職員の時間単価 × 1.35倍 (22時から翌朝5時までの深夜勤務は1.6倍)														
休日勤務手当	祝日及び年末年始の休日において勤務したときに支給 ・勤務1時間につき 当該職員の時間単価 × 1.35倍 (22時から翌朝5時までの深夜勤務は1.6倍)														
夜間勤務手当	深夜(22時から翌朝5時の間)に正規の勤務時間が割り振られた職員に支給 ・勤務1時間につき 当該職員の時間単価 × 0.25倍														
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に支給 4,400円/回														
管理職員特別勤務手当	主幹級以上の職員が、臨時又は緊急の公務のため、正規の勤務時間を超えて勤務したときに支給 ・週休日、祝日又は年末年始の休日に勤務した場合 12,000円/回 (勤務時間が6時間を超える場合 18,000円/回) ・平日深夜(午前0時から午前5時まで)に勤務した場合 6,000円/回														
期末手当勤奨手当	(支給割合) 期末手当 勤奨手当 6月期 1.275月分 0.95月分 12月期 1.275月分 0.95月分 計 2.55月分 1.9月分 職務上の段階、職務の級等による加算措置 有														
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため町に派遣された職員が、住所又は居所を離れて町の区域に滞在することを要する場合に支給 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">滞在期間</th> <th colspan="2">施設の利用区分</th> </tr> <tr> <th>公用の施設又はこれに準ずる施設</th> <th>その他の施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30日以内</td> <td>3,970円/日</td> <td>6,620円/日</td> </tr> <tr> <td>31日から60日以内</td> <td>3,970円/日</td> <td>5,870円/日</td> </tr> <tr> <td>61日以上</td> <td>3,970円/日</td> <td>5,140円/日</td> </tr> </tbody> </table>	滞在期間	施設の利用区分		公用の施設又はこれに準ずる施設	その他の施設	30日以内	3,970円/日	6,620円/日	31日から60日以内	3,970円/日	5,870円/日	61日以上	3,970円/日	5,140円/日
滞在期間	施設の利用区分														
	公用の施設又はこれに準ずる施設	その他の施設													
30日以内	3,970円/日	6,620円/日													
31日から60日以内	3,970円/日	5,870円/日													
61日以上	3,970円/日	5,140円/日													
退職手当	(支給率) 自己都合 定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他加算措置 なし														

運営などの状況を公表します

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間（標準的なもの）（R3.4.1 現在）

1週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
38時間45分	8:30	17:15	12:00~13:00

(2) 一般職員の年次有給休暇の取得状況（R3.1.1 ~ R3.12.31）

総付与日数	総取得日数	全対象職員数	平均使用日数	取得率
3,878.0日	993.0日	99人	10.0日	25.6%

(3) その他の休暇制度（R3.4.1 現在）

区分	内容
病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ない場合（90日以内）
特別休暇	結婚休暇（5日） 産前・産後休暇（産前6週間、産後8週間） 妻の出産休暇（2日） 子の養育休暇（5日） 子の看護休暇（5日） 忌引休暇（1~7日） 夏季休暇（3日） ボランティア休暇（5日） など
介護休暇	負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある配偶者、父母、子などを介護する場合（2週間以上6月以内）

5 職員の休業に関する状況

育児休業等の取得状況（R3.4.1 ~ R4.3.31）

	令和3年度新規取得者数			前年度からの継続取得者数		
	育児休業	部分休業	育児短時間勤務	育児休業	部分休業	育児短時間勤務
男性職員	0人	0人	0人	0人	0人	0人
女性職員	3人	3人	0人	2人	4人	0人
計	3人	3人	0人	2人	4人	0人

6 職員の分限・懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数（R3.4.1 ~ R4.3.31）

	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合	0人	0人	0人	0人	0人
心身の故障の場合	0人	0人	0人	0人	0人
職に必要な適格性を欠く場合	0人	0人	0人	0人	0人
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0人	0人	0人	0人	0人
刑事事件に関し起訴された場合	0人	0人	0人	0人	0人

(2) 懲戒処分者数（R3.4.1 ~ R4.3.31）

	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合	0人	0人	0人	0人	0人
職務上の義務に違反した場合	0人	0人	0人	0人	0人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0人	0人	0人	0人	0人

7 職員のサービスの状況

地方公務員法第30条の規定により、職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければなりません。このサービスの基本原則を忠実に実行するため、職員にはさまざまな義務が課せられています。特に信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、政治的行為の制限や争議行動等の禁止規定に違反した場合は、懲戒処分の対象になります。

8 職員の退職管理の状況

退職者の再就職の状況

令和2年度 定年 退職者	再就職							再就職 なし
	笠松町 (臨時・嘱託)	他の地方 公共団体	地方独立 行政法人	地方 三公社	非営利 法人	営利 法人	自営業	
0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

9 職員の研修の状況

研修の状況（R3.4.1 ~ R4.3.31）

研修機関	研修回数	参加者数
岐阜県市町村研修センター	25回	52人
町単独	1回	4人
その他	65回	89人

10 職員の福祉・利益の保護の状況

(1) 健康診断の状況（R3.4.1 ~ R4.3.31）

健康診断の種類	受診者数
人間ドック	48人
定期健康診断	75人

(2) 公務災害補償制度の状況（R3.4.1 ~ R4.3.31）

加入団体	制度概要	災害件数
地方公務員 災害補償基金 岐阜県支部	地方公務員が公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、及び必要な福祉事業を行い、もって地方公務員等及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。	0件

11 公平委員会に関する業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況（R3.4.1 ~ R4.3.31）

継続件数	措置要求件数
0件	0件

(2) 不利益処分に関する審査請求の状況（R3.4.1 ~ R4.3.31）

継続件数	審査請求件数
0件	0件